

スプリング・ジャパン株式会社  
安全統括管理者 殿

国土交通省航空局安全部長

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について  
(嚴重注意)

本年 3 月 18 日の SJ0444 便（北九州→羽田）の機長が、乗務前の自主検査でアルコールが検知されていたことから出頭後も自主検査を繰り返し、アルコールが検知されなくなったことを確認したのち、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 104 条に基づき認可を受けた貴社の運航規程（以下「貴社運航規程」という。）に基づく乗務前アルコール検査を実施し当該便に乗務した旨、同日中に貴社から報告があった。

その後、貴社が詳細な事実調査を実施したところ、当該機長本人は否定し続けているものの、客観的データから当該機長が貴社運航規程に定める飲酒に係る制限（飛行勤務開始前 12 時間以内の飲酒を行ってはならないこと、又は飛行勤務開始 12 時間前に体内に残存するアルコール量を 4 ドリンク相当以下とする量を超えて飲酒しないこと）に抵触していたことを貴社として確認した旨、4 月 22 日に追加で報告があった。

これを受け、法第 134 条第 1 項に基づく報告徴収及び 4 月 23 日に同法第 2 項に基づく立入検査を行った結果、

- ・ 貴社から当該機長に貸与されたアルコール検知器には、出頭時刻の約 5 時間前にアルコール検知が記録され、その後も十数回にわたりアルコール検知とその時刻の記録があり、検知されたアルコール数値は時間の経過とともに合理的な減衰傾向を示していること等から、当該機長は貴社運航規程に定める飲酒に係る制限に抵触する飲酒を行ったと認められること
- ・ 貴社の聴取に対し当該機長は貴社運航規程に定める飲酒に係る制限に抵触する飲酒は否定しており、アルコールの検知は栄養ドリンク等の影響によるものと説明しているが、上記の通り、当該機長は貴社運航規程に定める飲酒に係る制限に抵触する飲酒を行ったと認められることから、会社からの聴取に対し不合理な説明を行ったと認められること
- ・ 貴社運航規程において乗務前アルコール検査は出頭時に行うこととされているが、当該機長は出頭時に速やかに乗務前アルコール検査を実施せず、出頭後もアルコールが検知されなくなるまで自主検査を繰り返し、また、当該便の副操縦士を含め他の関係職員は当該行為に疑念を持たず、結果として当該機長による当該便の乗務が行われたこと

等が確認された。

これらについては、当該機長が違反行為を行ったうえで不合理な説明により違反行為の隠蔽を図ったと認められる悪質な違反行為であり、また、当該機長が出頭後も自主検査を繰り返した行為は貴社のアルコール検査体制が適切に機能しておらず、貴社の安全管理システムが十分に機能していないものと認められる。

従って、本事案の要因分析を確実に行った上で、貴社における飲酒対策を含む安全確保に関する意識の再徹底を図るとともに、アルコール検査体制の再構築を含め安全管理システムが継続的に適切に機能するために必要な是正を図るよう、ここに厳重に注意する。

については、再発防止策を検討の上、令和7年5月30日までに文書で報告されたい。

以 上